業務提携契約書

第1条 (業務提携について)

乙と甲は甲の発展に乙が寄与するため業務提携を結ぶ。乙は、広告を通じて甲に送客を 行いお互いに利潤関係を構築するものとする。

第2条 (規約義務)

1 乙が主として管理運営するコミュニティーを運営し甲に送客している為、甲は乙が 運営するコミュニティーに所属する者や、それに関係する者に対して直接契約を 結ばないこととする。

また、直接契約しようとした者の情報を甲は乙に報告するものとする。

- 2 乙は甲に対し SNS 等を通じて予約を行うものとする。その予約等については、乙及び 乙の指定した者を経由するものに限る。
- 3甲と乙の間で取り決めた提供するサービスは乙が送客した者以外には利用提供できない ものとする。
- 4 甲が第 2 条に違反した場合、乙は甲に違反金 100 万円請求できるものとし、 甲はその支払いを速やかに行うものとする。 なお、支払い期限については 1 ヶ月以内とする。

第3条 (単価設定)

業務内容書に順ずるものとする

第4条(提供するサービス内容の代金計算基準について) 提供するサービス内容の代金計算基準についてはあくまでも、来店人数に よるものとする。

第5条(代金の回収について)

代金の回収については甲の責任において行うものとする。その責務が 果たされない場合は甲の負担とする。

第6条(機密保持)

1 甲が本件業務契約の遂行上知り得た乙の経営内容その他業務に関連する一切の情報を 第三者に無断で開示又は漏洩してはならない。

但し、甲が事前に申告し、乙が承諾をしたものの場合は除く。

2 甲は、本契約に定める機密保持の義務遵守するため、善良なる管理者の注意をもって、 機密情報を管理するものとする。

- 3甲はコンサル業務以外についてのノウハウやスキーム(仕組み)についても、 同様に機密保持扱いとする。
- 4第6条については本契約終了後も効力を及ぶものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的 勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に 関与している 法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても 該当しないことを 確約する。

第8条(損害賠償)

甲が全述の各条項に違反した場合は、乙が損害賠償金を請求できるものとし、 甲はその支払いを速やかに行うものとする。

第9条(裁判管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記の事を約した証としてお互いに1通ずつ、この契約書を保有する。

契約日

(1) 甲 住所

名前

電話番号

(2) 乙 住所 大阪府門真市沖町 17-22

AXIS 株式会社 代表取締役 石田 敏彦



電話番号 070-4007-8394